

平成三十年六月十五日受領  
答弁第三六一号

内閣衆質一九六第三六一号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員山崎誠君提出河野外務大臣のアブダビにおけるIRENA（国際再生可能エネルギー機関）総会における発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山崎誠君提出河野外務大臣のアブダビにおけるIRENA（国際再生可能エネルギー機関）

総会における発言に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

御指摘の本年一月十四日（現地時間）にアブダビで開催された国際再生可能エネルギー機関第八回総会における河野外務大臣のスピーチは、再生可能エネルギーをめぐる近年の国際的動向を踏まえた今後の外交の在り方について、同大臣の決意を述べたものであると承知している。

また、エネルギー政策については、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項の規定により、政府はエネルギー基本計画を定めなければならないこと、同条第三項の規定により、経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し閣議の決定を求めなければならないこと、同条第四項の規定により、経済産業大臣は同条第三項の規定による閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を速やかに国会に報告すること等とされている。政府としては、これらの規定に基づきエネルギー基本計画を定めるものである。